

【アメリカ】 2012 年輸出入銀行再授權法

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* オバマ大統領の主要政策である輸出振興による雇用拡大のために主要な役割を果たす合衆国輸出入銀行の再授權法が、2012 年 5 月 30 日に成立した。融資限度額も引き上げられたが、輸出入銀行の機能やその政策効果を巡っては様々な議論がある。

1 成立の背景と経緯

合衆国輸出入銀行は、1945 年輸出入銀行法(P.L.79-173)に基づき運営されている公的な輸出与信機関(export credit agency)であり、連邦政府の独立機関である。米国製品やサービスの輸出拡大によって雇用を拡大することを目的として、途上国政府に対し、米国からの輸入に必要な資金の貸出や保証を行うことを主要な業務とする同行の活動には、連邦議会による授權が必要とされている。2006 年に、2011 年 9 月 30 日までの再授權法(P.L.109-438)が成立し、その後 2012 年 5 月 30 日までの短期の延長が認められていた。融資限度額も上限に近付き、新しい授權法を成立させる必要があった。

2012 年輸出入銀行再授權法は、2012 年 5 月 30 日にオバマ大統領の署名を経て成立した(P.L.112-122)。大統領は、2010 年に国家輸出戦略(NEI)を開始し、今後 5 年間で米国からの輸出を倍増し、輸出によって雇用を 200 万人分創出する目標を掲げている。そのため、国際競争力の強化につながるこの法案の成立を強く求めていた。また、NEI の関係閣僚会議が大統領に提出した実施計画にも、輸出入銀行の与信の拡充などの勧告案が盛り込まれていた(注 1)。

2 法案の論点

法案審議の論点は、輸出入銀行の機能や効率性など多岐にわたった。第一の論点は、民間企業の輸出促進や輸出金融のために連邦政府がどの程度の役割を果たすべきなのかという点である。輸出入銀行の融資は一種の輸出補助金に相当し、自由で公正な市場を歪めるのではないかと、また民間金融機関で可能な業務を行っているのではないかと、その役割の縮小を求める議論があったが、多くの先進国が輸出入銀行によって積極的な輸出促進策をとっている現状では、諸外国との競争に米国が対等に戦うため、連邦政府による輸出金融や輸出企業優遇策が必要であるとされた。第二の論点は、輸出入銀行の貸出等が実質的には航空機製造企業など特定の大企業への補助金となっており、中小企業はその恩恵を受けていないのではないかとという点である。そのほか、外国の航空会社が米国製の航空機を購入する際に輸出入銀行の融資を受けるため、米国内の航空会社が競争上不利になるとの点も問題とされた。また、輸出金融によって雇用の移転効果はあっても雇用の創出効果はないのではないかと、さらに、業務の透明性をより向上させるべきではないかとの議論もあった(注 2)。

3 主要な条項

主要な条項は、次のとおりである。

- ・ 2014年9月30日まで、輸出入銀行の業務を延長する。
- ・ 融資限度額等をこれまでの1000億ドルから段階的に2012年度に1200億ドルまで引き上げ、2014年度までに1400億ドルとする。
- ・ 輸出入銀行は、2012年9月30日までにその業務計画及び、貸倒れの増減に関する分析、中小企業への支援の分析等に関する報告書を連邦議会と会計検査院(GAO)に提出しなければならない。会計検査院長は、これらについて検査し、その結果について勧告を記載した報告書を連邦議会に提出しなければならない。
- ・ 会計検査院長は、この法律の成立後10か月以内に、輸出入銀行が世界経済の中で果たす役割とそのリスク管理等について評価した報告書を、輸出入銀行と連邦議会両院の所管委員会に提出しなければならない。報告書には、改善勧告を盛り込み、輸出入銀行は報告書受領後120日以内に勧告の実施状況について連邦議会に報告書を提出しなければならない。
- ・ 輸出入銀行は、4半期ごとにデフォルト率を監視し、デフォルト率が2%以上となった場合には、是正計画を適用し、連邦議会に毎月進捗状況を報告する。6か月以内に状況が改善しない場合には、財務長官は第三者による検査を実施する。
- ・ 1億ドルを超える長期の融資等の取引については、米国企業が競争面で不利にならないように、事前に連邦官報でパブリックコメントを募集し、輸出入銀行経営委員会に提出する。
- ・ 輸出入銀行は、年次報告書の中で、融資や長期保証の目的を分類して、連邦議会に提出しなければならない。
- ・ 財務長官は、輸出金融等の輸出補助金の相当額の減額及び廃止についてOECD加盟諸国等の輸出国と協議を開始しなければならない。また、民間航空機製造企業への輸出補助金を減額又は廃止するために、政府が輸出補助をしている航空機輸出国との多国間協議を開始しなければならない。財務長官は、協議の進捗状況について、年次報告書を連邦議会両院の所管委員会に提出しなければならない。
- ・ 輸出入銀行は、2007年9月の経済影響に関する会計検査院の勧告の実施状況や、中小企業支援策について評価する報告書を、連邦議会に提出しなければならない。
- ・ 輸出入銀行と取引をする企業は、すべてイランと取引をしていないことを証明しなければならない。

注(インターネット情報は2012年6月21日現在である。)

(1) *Report to the President on the National Export Initiative: The Export Promotion Cabinet's Plan for Doubling U.S. Exports in Five Years*, September 2010.

<http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/nei_report_9-16-10_full.pdf>

(2) Shayerah Ilias, "Reauthorization of the Export-Import Bank: Issues and Policy Options for Congress," *CRS Report for Congress*, May 7, 2012. <<http://www.fas.org/sgp/crs/misc/R41829.pdf>>